

公募要領

1. 業務名

TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務

2. 業務の背景、目的

国立大学法人筑波大学（以下、「本学」という）は、文部科学省令和 3 年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業（以下：「世界事業」という）の採択を受け、2021 年 11 月 17 日より事業推進チームを立ち上げ、組織的な研究者育成プログラム構築に取り組んでいる（ここでは本プログラムの育成対象研究者を「TRiSTAR フェロー」と呼ぶ）。

本業務は、TRiSTAR フェローの専門分野の研究を紹介するとともに、異分野融合や産学連携の可能性を伝えることで、様々な研究機関や民間企業などとの共同研究の端緒を開くと共に、当該事業への関心を高めることを目的とする。

3. 業務の内容

TRiSTAR フェローの研究活動紹介する動画を制作する。（詳細は「仕様書」の通り）

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 46 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 47 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 6 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付ならびに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

ただし、企画提案書の表紙（別紙様式）については、別途 Word ファイルを交付するので下記まで E-mail にて請求を行うこと。

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学 財務部契約課（担当：飯島）

TEL：029-853-2170

E-mail：ijjima.etsuyo.gu@un.tsukuba.ac.jp

(2) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

TRiSTAR 事業についての情報：URL：<https://tristar.sec.tsukuba.ac.jp/>

(3) 質問事項の受付・回答

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

国立大学法人筑波大学 研究戦略イニシアティブ推進機構

研究マネジメント室（担当：竹下）

E-mail：tristar_office@un.tsukuba.ac.jp

電話：029-853-2937

受付期限：令和 6 年 10 月 28 日（月）12 時 00 分まで

質問への回答は令和 6 年 11 月 1 日（金）17 時 00 分までに行う。

質問は E-mail で受付・送付・回答を行う。

※希望によりオンラインミーティングの調整可

送信件名は次のとおりとし、(4)の E-mail アドレス宛とする。

送信件名：【質問】TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務

(4) 企画提案書の作成及び提出方法

日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。

資料の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。

企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

下記①～⑤の資料を 1 つの PDF ファイルにし、⑥と合わせて(1)のアドレス宛に電子メールにて提出すること。

① 企画提案書の表紙（別紙様式）

② 企画提案書（仕様書を踏まえ、次の項目を含めたプレゼンテーションスライド 20 頁以内とする。順序は問わない）

1. 提案する動画作品のコンセプトと概要
2. 全体構成の案
3. 業務全体に係るスケジュール

4. 実施体制（人員配置等）
 5. 動画作品のイメージが分かる資料
 6. 提案企画に関連性の高い過去の実績、その他遂行能力の証明となる事項
- ③ 令和6年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
 - ④ 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
 - ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(5) 企画提案書の提出期限

提出期限： 令和6年11月7日（木） 12時00分必着

(6) 企画提案書の無効

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④ 仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書

7. 予算額及び採択数

予算額：220万円未満（消費税及び地方消費税を含む。積算する際の目安とすること。）

採択数： 1件

8. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行なわない場合もある。

9. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和6年10月24日（木）～令和6年11月1日（金）
- (2) 質問等の受付期限：令和6年10月28日（月）12時00分
- (3) 質問等の回答期限：令和6年11月1日（金）17時00分
- (4) 企画提案書の提出期限：令和6年11月7日（木）12時00分必着
- (5) 審査：令和6年11月8日（金）～11月14日（木）
- (6) 選考終了：令和6年11月14日（木）
- (7) 契約締結：令和6年11月下旬
- (8) 契約期間：契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

10. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。
- (2) 当該事業の全部又は主たる部分を再委託はできない。
- (3) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

(別紙様式)

受付番号※

筑波大学記入欄 (申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称： _____

代表者職名： _____

代表者氏名： _____ 印

「TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務」について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務」に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印 又 は 署 名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	(〒 -)		

2. 添付書類
① 企画提案書
② 令和6年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書 (全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格) の写し
③ 会社等組織の概要が分かる資料 (要覧、会社案内パンフレット、定款等)
④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載)	

審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会(以下「選考委員会」)において、書類選考を実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。

2. 選考実施日

令和6年11月8日(金)～11月14日(木)

3. 評価項目

「仕様書5. 業務詳細」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- (1) 事業理解：TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務（以下：本事業）に関し、その背景や目的が十分に理解されていること。【10点】
- (2) 実績・経験：本事業に関連する事業実績が十分にあること。【10点】
- (3) 業務の妥当性：提案する動画のコンセプトや構成の概要が具体的に想定でき、かつ、それらを選択した理由に照らして適当であること。【20点】
- (4) 業務の実現性・配慮：題材となる研究内容に応じ流動的に対応が可能であること。また、実施すべきタスクが認識できており、実現性の観点でその内容や方法に留意されていること。【20点】
- (5) 体制への配慮：本事業に関する実施体制が十分であること。【10点】
- (6) スケジュールの妥当性：本事業全体のスケジュールが十分に想定されており、妥当であること。【20点】

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

- (7) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

4. 評価基準

- (1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準
提案の魅力と実現性を合わせて以下の評価基準で採点する。

- ・ 満点：大変優れている／実現性が非常に高い
- ・ 評点8割：優れている／実現性が高い
- ・ 評点5割：普通／実現性が低い
- ・ 評点5割以下：欠点がある／実現性が非常に低い

また、上記3. 評価項目「(7)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記「(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準」のとおり点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

- (2) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、

内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 5 点
- ・えるぼし認定 3 段階目（※2） = 4 点
- ・えるぼし認定 2 段階目（※2） = 3 点
- ・えるぼし認定 1 段階目（※2） = 2 点
- ・行動計画策定済（※3） = 1 点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 5 点
- ・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（※5） = 3 点
- ・くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（※6） = 3 点
- ・トライくるみん（※7） = 3 点
- ・くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（※8） = 2 点

※4 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定

※5 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※8 の認定を除く。）

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定

・ユースエール認定 = 4 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が 1 者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

業者提案書の必要項目/審査の観点 評価シート

申請者の商号または名称

評価者（氏名）

評価項目	配点	点数	備考 自由記述
(1) 業務実施主体及び業務内容に関する評価			
① 事業理解：本事業に関し、その背景や目的が十分に理解されていること。	10		
② 実績・経験：本事業に関連する事業実績が十分にあること。	10		
③ 業務の妥当性：提案する動画のコンセプトや構成の概要が具体的に想定でき、かつ、それらを選択した理由に照らして適当であること。	20		
④ 業務の実現性・配慮：題材となる研究内容に応じ流動的に対応が可能であること。また、実施すべきタスクが認識できており、実現性の観点でその内容や方法に留意されていること。	20		
⑤ 体制への配慮：本事業に関する実施体制が十分であること。	10		
⑥ スケジュールの妥当性：本事業全体のスケジュールが十分に想定されており、妥当であること。	20		
(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価			
① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況	—		

(1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準
提案の魅力と実現性を合わせて以下の評価基準で採点する。

- ・満点：大変優れている／実現性が非常に高い
- ・評点8割：優れている／実現性が高い
- ・評点5割：普通／実現性が低い
- ・評点5割以下：欠点がある／実現性が非常に低い

仕 様 書

1. 件 名

TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務

2. 概 要

文部科学省「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」として、筑波大学が代表機関として実施している「大学×国研×企業連携によるトップランナー育成プログラム (TRiSTAR)」の育成対象者 (TRiSTAR フェロー) を紹介する動画を制作する。完成した動画は YouTube 等に掲載し、当該事業ウェブページ等にリンクを掲載するほか、必要に応じて報告会や説明会等の機会に使用する。

3. 目 的

TRiSTAR フェローは、自身の専門性の追求の先に、異分野融合や産学連携など分野や業種の壁を超えた新たな可能性を探求する「トランスボーダー型研究者」です。この動画では、フェローの専門分野の研究を紹介するとともに、異分野融合や産学連携の可能性を伝えることで、様々な研究機関や民間企業などとの共同研究の端緒を開くと共に、当該事業への関心を高めることを目的とする。

4. 仕 様

- (1) 依頼する動画制作対象者は以下のとおりとし、総人数は4名分とする。
国立大学法人筑波大学 2名 (茨城県つくば市)
国立大学法人茨城大学 1名 (茨城県水戸市)
国立大学法人お茶の水女子大学 1名 (東京都文京区)
本件は、単価契約とし、最終的な依頼人数を請求対象とする。
なお、1名あたりの制作費にかかる単価を見積ること。
- (2) 各人について5分程度の動画を制作する
- (3) 動画の構成から提案すること
- (4) 想定する視聴対象者は、あらゆる分野の研究者全般とし、それに応じた内容 (想定リテラシーレベル) とすること
- (5) 当該研究者の研究背景、意義、何がイノベーションなのか、研究の将来性についての内容を盛り込むこと (当該研究者の要望によっては、ナレーションを活用すること)

- (6) 当該研究者に取材し、インタビューを盛り込むこと
- (7) 当該研究者のインタビュー風景、研究風景、研究機器、研究対象物、研究データ等の映像を組み合わせ、研究の魅力が伝わる内容とすること
- (8) 当該研究者の「異分野融合」の取組がある場合は、研究の展開やキャリア形成等にもたらしたポジティブな効果が伝わる内容とすること
- (9) 必要に応じ、理解の助けとなる図・アニメーション・CG等を制作して使用すること（元となる資料は打ち合わせ時に研究者から提供を受けるか、筑波大学担当職員が提供する）
- (10) 使用する図表等での専門用語は日英表示とすること
- (11) 動画の音声は日本語または英語とし、日本語または英語のキャプションを付すこと
- (12) ラフムービーの校正は2回以上行うこと
- (13) SSD等の外部記録媒体（原本）及び電子ファイルで納品すること

5. 著作権

本制作物にかかる一切の著作権（著作権法第27条および第28条で定める権利含む）は、納品後本学に帰属するものとする。

本学または本学が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

6. 納入期限

令和7年3月14日（金）

7. 納品場所

筑波大学研究戦略イニシアティブ推進機構研究マネジメント室

8. 検 収

納品物について本学担当職員による検収を受けるものとする。

9. 支 払

検収完了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法

人規則第17号)に基づき、次の事項を遵守するものとする。

- ① 請負者は、個人情報を経営上の目的以外に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
 - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面(別紙様式1)で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託(再委託先が請負者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面(別紙様式2)で発注者に提出しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - ⑥ 業務履行の目的で利用(使用)する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
 - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面(別紙様式3)で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記(1)に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上(複数年契約の場合は年1回以上)、原則として実地検査により確認するものとする。
- (4) 上記(1)③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、

請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。

- (5) 上記(4)は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

11. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本学と密に連絡調整のうえ進めることとし事前に実施スケジュールを提出すること。
- (2) 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費を含むものとする。
- (3) 秘密保持
 - ① 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）しないこと。
 - ② 業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開（公表）しないこと。
- (4) 業務遂行にあたって質疑が生じた場合は、質疑事項を文書にして公募要領6(3)に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 請負者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については請負者が責任をもって対応すること。
- (7) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

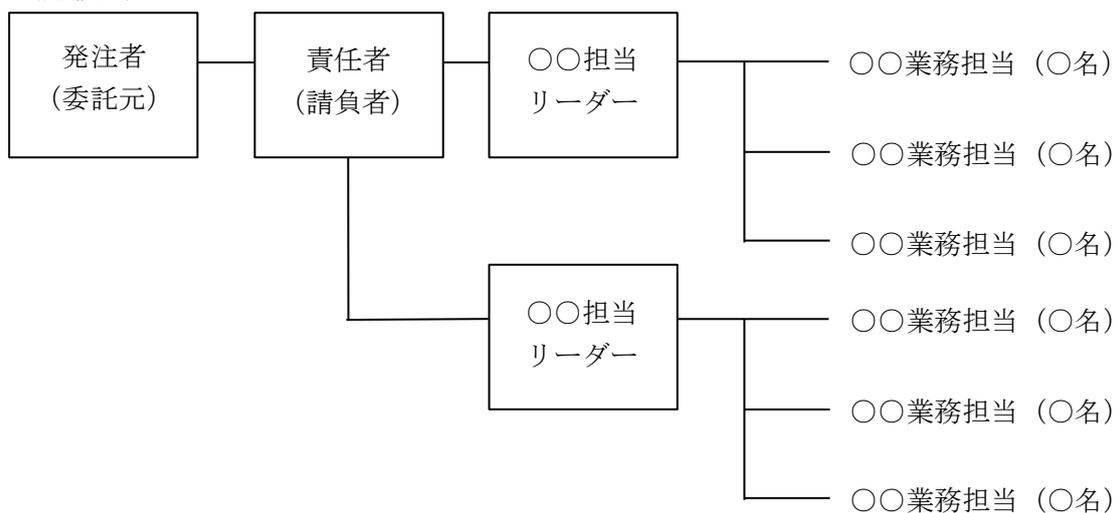
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「TRiSTARフェローの研究紹介動画制作業務」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
 役職名： 氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
 ※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「TRiSTARフェローの研究紹介動画制作業務」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

令和 年 月 日

再委託承諾申請書

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者 ⑧

「TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務」に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いたします。

記

- 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額（総計）
円（消費税込）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付： 見積書及び発注書）
- 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
- その他特記事項

令和 年 月 日

再委託承諾書

申請者

殿

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長
〇〇 〇〇

令和 年 月 日付で申請のあった「TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務」の再委託について、承諾したのでその旨通知する。なお、申請内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）を遵守すること。
- ② 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ③ 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本学に損害を与えたときは、請負者が本学に対する賠償の責を負うこと。
- ④ 再委託に係る業務に契約不適合があったときは、請負者が役務提供契約基準第23に規定する契約不適合責任を負うこと。
- ⑤ 再委託に当たって、請負者は再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- ⑥ 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ⑦ 請負者は、国立大学法人筑波大学からの求めに応じ、⑥の書類の写しを提出すること。

※本承諾書は、契約の相手方に対してのみ発行する。

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「TRiSTAR フェローの研究紹介動画制作業務」に関して、業務が終了しましたので、仕様書 10. (1)⑦に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他